

琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方等についての意見

令和 2年 1月
滋賀県森林審議会

森林審議会では、滋賀県知事より「琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の策定について」の諮問を令和元年9月に受け、3回の審議を経て素案について議論してきた。

これまで滋賀県の森林づくりは、平成17年度に施行された琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しつつ推進されてきたところである。

今回検討している基本計画（第2期）では、第1期計画の総括を踏まえ、残された課題や、近年顕在化してきた、気象災害の頻発による風倒木等の被害の増加や森林づくりの基盤となる農山村の活性化などの新たな課題とその解決に向けた施策が盛り込まれており、それらを今後、いかに実効性を保ちながら効果的に取り組んでいくかが、重要な課題である。

また、琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）を財源とする環境重視と県民協働の施策は、着実な効果を上げつつあるが、今後の県民税の使途のあり方は、新たに創設された森林環境譲与税とともに、次期基本計画の実効性の確保を図るうえで、重要な関わりがある。

そのような課題認識を踏まえ、今回の審議会の中で、基本計画の見直しと併せて、県民税の使途の基本的な考え方についても議論を行い、当審議会として以下のとおり意見を付することとした。

なお、県民税の根本的な議論については、森林審議会以外の場で行うことが適切であると考えます。

- 1 県民税を活用した事業については、当審議会ですべて毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要と考える。
- 2 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことについては、必要と考える。
- 3 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが基本であり、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることが不可欠であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではないと考える。
- 4 基本計画の諸施策の推進・進捗を図るために事業を拡大する際には、県民税事業の趣旨に合致したものとするとともに、県民税事業全体の規模とバランスを考慮するなど取り扱いに注意したうえで、引き続き取り組んでいくことは妥当と考える。
- 5 上記の項目のほか、県民税の使途について、これまで行われてきた議論を踏まえて、下記の点についてもご留意いただきたい。
 - ・県民税事業は、環境重視と県民協働の視点から新たに取り組むものであり、従来事業と明確に区分することが重要である。

- ・ 県民税事業を活用した取組を進めるにあたっては、収益に直接関わる部分への助成などは避けるべきである。
- ・ 公的に管理された森林にはそれぞれの目的があり、管理するための税がすでに投入されていることから、その整備等に県民税を充当することは望ましくない。
- ・ 造林公社が管理する森林は、分収林契約による林業経営を目的としていることから、県民税事業の対象にはなじまない。ただし、奥地などの条件不利によって、採算が取れないことを理由に施業を行わない分収林については、この限りではない。

琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方等についての意見

前回 (H27)	今回
<p>森林審議会では、滋賀県知事より「琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて」の諮問を平成 27 年 3 月に受け、同年 7 月まで計 3 回の審議を経て、このたび答申した。</p> <p>琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成 32 年度までの長期計画として、平成 17 年度に施行され、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、5 年毎に、中期的な目標である戦略プロジェクトの見直しを行うこととなっている。今回答申した基本計画には、近年顕在化してきた、目的不明な森林の取得、ニホンジカ被害の増加、巨樹・巨木の保護、林地境界の不明瞭化などの新たな課題とその解決に向けた施策が盛り込まれており、それらを今後いかに実効性を保ちながら効果的に取り組んでいくかが、重要な課題である。</p> <p>また、平成 18 年度より琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）を徴収し、この税を活用した環境重視と県民協働の新たな施策が取り込まれており、着実な効果を上げつつあるが、今後の県民税の使途のあり方は、次期戦略プロジェクトの実効性の確保を図るうえで、重要な関わりがある。</p> <p>そのような課題認識を踏まえ、今回の審議会の中で、基本計画の見直しと併せて、県民税の使途の基本的な考え方についても議論を行い、当審議会として以下のとおり意見を付することとした。</p> <p>なお、県民税の根本的な議論については、森林審議会以外の場で行うことが適切であると考えます。</p> <p>1 県民税を活用した事業については、当審議会ですべて点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要と考える。</p>	<p>森林審議会では、滋賀県知事より「琵琶湖森林づくり基本計画（第 2 期）の策定について」の諮問を令和元年 9 月に受け、3 回の審議を経て素案について議論してきた。</p> <p>これまで滋賀県の森林づくりは、平成 17 年度に施行された琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しつつ推進されてきたところである。</p> <p>今回検討している基本計画（第 2 期）では、第 1 期計画の総括を踏まえ、残された課題や、近年顕在化してきた、気象災害の頻発による風倒木等の被害の増加や森林づくりの基盤となる農山村の活性化などの新たな課題とその解決に向けた施策が盛り込まれており、それらを今後、いかに実効性を保ちながら効果的に取り組んでいくかが、重要な課題である。</p> <p>また、琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）を財源とする環境重視と県民協働の施策は、着実な効果を上げつつあるが、今後の県民税の使途のあり方は、新たに創設された森林環境譲与税とともに、次期基本計画の実効性の確保を図るうえで、重要な関わりがある。</p> <p>そのような課題認識を踏まえ、今回の審議会の中で、基本計画の見直しと併せて、県民税の使途の基本的な考え方についても議論を行い、当審議会として以下のとおり意見を付することとした。</p> <p>なお、県民税の根本的な議論については、森林審議会以外の場で行うことが適切であると考えます。</p> <p>1 県民税を活用した事業については、当審議会ですべて点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要と考える。</p>

2 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことについては、必要と考える。

3 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが基本であり、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることが不可欠であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではないと考える。

4 基本計画の諸施策の推進・進捗を図るために事業を拡大する際には、県民税事業の趣旨に合致したものとするとともに、県民税事業全体の規模とバランスを考慮するなど取り扱いに注意したうえで、引き続き取り組んでいくことは妥当と考える。

5 上記の項目のほか、県民税の使途について、これまで行われてきた議論を踏まえて、下記の点についてもご留意いただきたい。

- ・県民税事業は、環境重視と県民協働の視点から新たに取り組むものであり、従来事業と明確に区分することが重要である。
- ・県民税事業を活用した取組を進めるにあたっては、収益に直接関わる部分への助成などは避けるべきである。
- ・公的に管理された森林にはそれぞれの目的があり、管理するための税がすでに投入されていることから、その整備等に県民税を充当することは望ましくない。
- ・造林公社が管理する森林は、分収林契約による林業経営を目的としていることから、県民税事業の対象にはなじまない。

2 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことについては、必要と考える。

3 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが基本であり、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることが不可欠であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではないと考える。

4 基本計画の諸施策の推進・進捗を図るために事業を拡大する際には、県民税事業の趣旨に合致したものとするとともに、県民税事業全体の規模とバランスを考慮するなど取り扱いに注意したうえで、引き続き取り組んでいくことは妥当と考える。

5 上記の項目のほか、県民税の使途について、これまで行われてきた議論を踏まえて、下記の点についてもご留意いただきたい。

- ・県民税事業は、環境重視と県民協働の視点から新たに取り組むものであり、従来事業と明確に区分することが重要である。
- ・県民税事業を活用した取組を進めるにあたっては、収益に直接関わる部分への助成などは避けるべきである。
- ・公的に管理された森林にはそれぞれの目的があり、管理するための税がすでに投入されていることから、その整備等に県民税を充当することは望ましくない。
- ・造林公社が管理する森林は、分収林契約による林業経営を目的としていることから、県民税事業の対象にはなじまない。ただし、奥地などの条件不利によって、採算が取れないことを理由に施業を行わない分収林については、この限りではない。